

# 津市災害用移動式トイレ車両の納入業務公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本市において、トイレトレーラーやトイレトラックといったトイレ設備を備えた移動可能な車両（以下、「移動式トイレ車両」という。）を導入し、大規模災害時の避難所等におけるトイレ対策の強化・充実を図り、避難所の生活環境の改善を図るとともに、大規模災害時における移動式トイレ車両を保有する県外等の地方公共団体との相互支援の体制を確保することを目的とする。

## 2 物品の概要

### (1) 物品名

移動式トイレ車両

※ 提案にあたって、車両の形態は、次のⅠからⅢまでの3区分のうち、いずれか1つを選択するものとする。

Ⅰ トイレトレーラー単独型

　　トイレトレーラー（けん引用車両なし）

Ⅱ けん引用車両・トイレトレーラー併用型

　　トイレトレーラー及びけん引用車両

Ⅲ トイレ・車両一体型

　　トイレトラック

### (2) 物品の内容

別紙「津市災害用移動式トイレ車両の納入業務仕様書」のとおり。

### (3) 納入期限

令和8年3月20日（金）

### (4) 納入場所

津市津南防災コミュニティセンター（三重県津市半田3249番地11）

### (5) 担当部署

担当： 津市危機管理部防災室

住所： 三重県津市西丸之内23番1号

TEL： 059-229-3104

FAX： 059-223-6247

E-mail： 229-3104@city.tsu.lg.jp

## 3 選定について

- (1) 本市に「津市災害用移動式トイレ車両の納入業務プロポーザル方式審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置し、審査及び候補者等を決定する。
- (2) 提出された参加表明書等の書類に基づき、参加表明事業者のプロポーザルへの参加資格審査を行った後、参加資格を有すると認められた参加表明事業者より提出された書類及びプレゼンテーション等をもとに所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。

## 4 参加資格要件

本業務の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (2) 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等がこの公募型プロポーザルに参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。
- (3) 本公告から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して直接又は間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用するなどしている者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。  
ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (6) 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (7) 公告日以前に、国又は地方公共団体に対し、移動式トイレ車両を納入した実績があること。

## 5 プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

近年、避難所をめぐっては、感染症への対策、避難所の生活環境等の改善、女性の視点を踏まえた避難所運営等、様々な対応が必要となっている。また、令和6年12月には、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等の改定により、避難所のトイレの確保と管理に関して、ガイドライン等に沿った適切な取り組みの構築が求められている。

本事業においては、ガイドライン等に沿った車両の設備充実以外にも、被災地における車両の提供及び運用等を通じ、事業者が培ったネットワークやノウハウが本市にとって有益な取り組みとなることから、プロポーザル方式により実施する。

## 6 プロポーザル実施スケジュール

(1) 本プロポーザルにおける受託候補者特定までのスケジュールを以下に示す。

項目	期間または期限
実施の公告（実施要領等の公表）	令和7年4月10日（木）
実施要領等の公表・配布	令和7年4月10日（木） ～令和7年4月24日（木）
質問書の提出期限	令和7年4月17日（木）
質問書の回答予定日	令和7年4月18日（金）
参加表明書等提出期限	令和7年4月24日（木）
参加資格審査結果通知	令和7年4月25日（金）
企画提案書等の提出期限	令和7年5月8日（木）
審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和7年5月14日（水）
企画提案書採用（不採用）通知	令和7年5月16日（金）以降 速やかに
契約交渉期間	令和7年5月16日（金）以降

※ プrezentationの詳細については、別途「津市災害用移動式トイレ車両の納入業務に係るプレゼンテーション実施要領」を参照すること。

(2) 実施要領等の公表・配布期間

- ① 配布期間 令和7年4月10日（木）から令和7年4月24日（木）まで  
午前8時30分から午後5時00分まで ※土日除く
- ② 配布場所 津市危機管理部防災室（本庁舎8階）
- ③ その他 津市ホームページからダウンロード可能

## 7 提案上限額

車両形態の各区分に応じた提案上限額は次のとおりとする。

車両の形態	提案上限額 (消費税及び地方消費税を除く。)
【I トイレトレーラー単独型】 トイレトレーラー（けん引用車両なし）	28,223,000円
【II けん引用車両・トイレトレーラー併用型】 トイレトレーラー及びけん引用車両	
【III トイレ・車両一体型】 トイレトラック	33,170,000円

ただし、上記金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

なお、提案見積金額は、上記提案上限額を越えてはならない。提案見積金額が提案上限額を越えた場合は、失格とする。

## 8 質問書の提出及び回答

本プロポーザルの津市災害用移動式トイレ車両の納入業務仕様書（以下、「仕様書」という。）や契約内容等に関して不明な点がある場合は、質問書（様式第1号）を作成し、電子メールに添付して、質問締切までに担当部署のメールアドレスへ送付し、必ず電話にて担当者に到達確認を行うこと。

なお、電話又は口頭での質問及び質問締切後の提出は受け付けない。また、質問

内容によって本事業者選定に公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

- (1) 提出書類 質問書（様式第1号）  
(2) 提出期限 令和7年4月17日（木）午後5時00分まで（必着）  
(3) 提出方法 質問書は電子メールのみとする。メールの件名は、「津市災害用移動式トイレ車両の納入業務公募型プロポーザル質問」とし、別添の「質問書（様式第1号）」を使用し、電子メールに添付すること。  
電子メール送信後、必ず電話により、防災室（電話059-229-3104）まで受信確認を行うこと。  
(4) 提出先 E-mail : 229-3104@city.tsu.lg.jp（津市危機管理部防災室）  
(5) 担当者 津市危機管理部防災室  
(6) 回答 質問者名は非公表としたうえで、令和7年4月18日（金）に津市ホームページに掲載する。

## 9 プロポーザル参加表明書の提出

- (1) 受付期間 令和7年4月10日（木）から令和7年4月24日（木）まで  
午後5時00分（必着）  
(2) 提出方法 下記の提出先に持参又は郵送すること。ただし、持参の場合は、提出期間中の土曜日・日曜日を除く、平日の午前8時30分から午後5時までとする。  
また、郵送方法は次のいずれかとする。  
ア 一般書留  
イ 簡易書留  
ウ 特定記録郵便  
エ 小型特定封筒（スマートレター）  
オ 特定封筒郵便物（レターパックプラス、レターパックライト）  
(3) 提出先  
ア 持参の場合  
三重県津市西丸之内23番1号  
津市危機管理部防災室（津市役所本庁舎8階）  
イ 郵送の場合  
〒514-8611  
三重県津市西丸之内23番1号 津市危機管理部防災室宛  
郵便の場合は、受付期間中に、津市総務部総務課文書・公開担当に到着したものを受け付けるものとする。  
(4) 提出部数 各1部  
(5) 提出資料 プロポーザルに参加を希望する者は、次による書類を提出すること。  
① 参加表明書等の提出  
参加申込事業者は、別添の「参加表明書（様式第2号）」及び「宣誓書（様式第3号）」に、公告日を基準（公告日以降の日付のもの）とする次に掲げる書類を添付し、提出すること。なお、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）

第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載されている者にあっては、次のアからウまでの書類の提出は不要とする。

ア 登記事項証明書（登記簿謄本）又は身分証明書等

(ア) 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

(イ) 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

(ウ) 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

イ 使用印鑑届（様式第4号）

ウ 印鑑（登録）証明書

エ 国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあってはその3の2、法人にあってはその3の3）

オ 都道府県民税及び市町村税の完納証明書等

本店所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等がこの公募型プロポーザルに参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の完納を証明する書類（新規に支店等を開設した場合は、法人等開設届（写し））

カ 履行実績届出書（様式第5号）

1件以上とする。

## 10 参加資格要件の確認結果通知

提出された参加表明書等の書類に基づき、参加表明事業者のプロポーザルへの参加資格審査を行った後、令和7年4月25日以降に、各参加表明事業者に対して、別添の「参加資格審査結果通知書（様式第6号）」により、参加資格審査結果について通知を行う。

## 11 提案方法

### (1) 提案書の作成方法

#### ① 企画提案書

ア 参加資格審査により、参加資格を有すると認められた参加表明事業者（以下、「参加事業者」という。）は、本実施要領及び仕様書に従い、企画提案書等を作成すること。

イ 企画提案書は日本工業規格A4判横書き、両面印刷で作成し、企画提案書正本1部、企画提案書副本12部作成のうえ、提出することとする。

なお、企画提案書のページ数は、30ページ以内（表紙は含まない。）とする。

ウ 正本にあたる提案書の表紙には、あて先「津市長」、タイトル「津市災害用移動式トイレ車両の納入業務企画提案書」、提出年月日、事業者名、選択した車両形態のローマ数字（例：車両形態「I」）を記載すること。

エ 正本にあたる提案書の表紙のみ使用印鑑届出印を押印することとする。

オ 副本にあたる提案書には、あて先「津市長」、タイトル「津市災害用移動式トイレ車両の納入業務企画提案書」、提出年月日、選択した車両形態のローマ数字（例：車両形態「I」）を記載することとする。（正本は津市で保管し、副

本により審査を実施する。)

なお、企画提案書副本については、参加事業者が特定できる社名、社名を類推できるようなロゴ等を記載した場合は失格とする場合がある。

② 車両別機能要件確認書

企画提案書のほか、仕様書の要求事項を満たしていることを確認するため、別添の「車両別機能要件確認書」を作成し、添付することとする。

「車両別機能要件確認書」の記入方法については、別添の車両別機能要件確認書記入要領を参照すること。

③ 提案見積書等

企画提案書のほか、別添の「提案見積書（様式第7号）」及び見積金額の内訳が分かる書類を添付することとする。

提案見積書は、企画提案書とは別の封筒に入れ、封かんのうえ、1部提出することとする。

④ 企画提案書等の提出について

ア 提出期限

令和7年5月8日（木） 午後5時00分（必着）

イ 提出方法

下記の提出先に持参又は郵送すること。ただし、持参の場合は、提出期間中の土曜日・日曜日を除く、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

また、郵送方法は次のいずれかとする。

(ア) 一般書留

(イ) 簡易書留

(ウ) 特定記録郵便

(エ) 小型特定封筒（スマートレター）

(オ) 特定封筒郵便物（レターパックプラス、レターパックライト）

ウ 提出先

(ア) 持参の場合

三重県津市西丸之内23番1号

津市危機管理部防災室（津市役所本庁舎8階）

(イ) 郵送の場合

〒514-8611

三重県津市西丸之内23番1号 津市危機管理部防災室宛

郵便の場合は、受付期間中に、津市総務部総務課文書・公開担当に到着したものを受け付けるものとする。

⑤ その他事項

ア 企画提案書等の受付後の書類の差し替え、追加及び再提出は認めない。

イ 企画提案書等提出された書類は、返却しないものとする。

ウ 企画提案書等提出された書類は、津市情報公開条例（平成18年条例第22号）等に基づき公表する場合がある。

エ 企画提案書等の作成に要する費用は、参加事業者の負担とする。

オ 企画提案書の提出は1事業者につき1案とする。

(2) 企画提案書の記載内容

企画提案書には、仕様書の内容を踏まえ、以下の評価項目の内容について詳しく記載又は説明すること。なお、提案する内容は実現可能なものであること。

また、企画提案書副本については、参加事業者が特定できる社名、社名を類推できるようなロゴ等を記載した場合は失格とする場合があるので注意すること。  
 <評価項目>

評価項目		基準点	基準点 小計	
業務遂行体制	業務実績	10点	30点	
	業務実施体制	10点		
	スケジュール管理	10点		
提案内容	提案コンセプト	10点	60点	
	ユニバーサルデザイン	10点		
	独自オプション提案	10点		
	機能	30点		
運用保守	サポート体制	5点	10点	
	維持管理	5点		
災害時相互支援の事業効果	実現性	20点	60点	
	支援体制の構成・規模	20点		
	災害時の即応性	5点		
	相互支援に対する知識・経験	10点		
	情報提供体制	5点		
提案見積 金額	以下の計算式を用いて算出 (1 - (提案見積金額 / 上限額)) × 100	40点		
合計		200点		

※ 詳細については、別添の「評価基準（様式第8号）」を参照すること

## 12 プрезентーション及び質疑応答の実施

参加事業者を対象に、提出された企画提案書等に基づき、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を実施する。

プレゼンテーション及び質疑応答の詳細については、別紙「津市災害用移動式トイレ車両の納入業務に係るプレゼンテーション実施要領」によるものとする。

## 13 審査方法

- (1) プロポーザルの審査は、参加事業者から提出された企画提案書等により、別添の「評価基準（様式第8号）」に基づいた審査方式で実施する。
- (2) 審査については、審査委員会において行う。  
なお、参加事業者が1事業者のみの場合であっても、審査を実施する。
- (3) 評価項目ごとに委員の評価点を平均（小数点以下の端数がある場合は、小数点第2位を四捨五入する。）した合計点（以下、「評価基準総合点」という。）により審査する。

なお、仕様書の要求事項を満たしていない提案については、失格とする。

また、評価基準総合点が、200点満点中120点に達しない場合は、最上位者であっても最優先候補者として選定しない。

- (4) 審査は、プレゼンテーション及び質疑応答により行い、評価基準総合点の最も高い者を最優先候補者と決定する。

#### 14 結果通知について

審査結果については、令和7年5月16日（金）以降、各参加事業者へ通知を行う。

#### 15 契約の締結

- (1) 最優先候補者に決定した者と仕様内容等契約条件について協議のうえ、見積書を徴取し、予定価格の範囲内において契約を締結する。
- (2) 契約の条件等については、企画提案書等の内容を基本として、審査点数に影響のない範囲において最優先候補者との協議により定めるものとする。
- (3) 最優先候補者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。
- (4) 最優先候補者と契約に至らなかった場合は、その者の最優先候補者としての決定を取り消し、次に高い評価基準総合点を得た参加事業者を新たに最優先候補者として取り扱う。

#### 16 企画提案書等に実現不可能なものがある場合

- (1) プロポーザルに関する提出書類及び申告内容に実現不可能なものがあることが判明したときは、その内容について審査委員会で協議のうえ、参加事業者の取扱について決定するものとする。
- (2) 審査委員会は、必要に応じて参加申込事業者に対し、(1)に規定する実現不可能なものについてヒアリングを行うことができる。
- (3) (1)に規定する実現不可能ものが重大又は故意であり、プロポーザルの公正性、公平性を著しく損なうおそれがあると認められる場合は、既に決定した事項を取り消し、失格とすることができる。

#### 17 失格要件

参加事業者が次の各号に掲げる事由に該当した場合は、審査結果に関わらず既に決定した事項を取り消し、失格とすることができます。

- (1) 参加事業者が備えるべき参加資格要件を満たさない場合
- (2) 本業務委託契約締結日までに「4 参加資格要件」に規定するプロポーザルへの参加資格を欠く者となった場合
- (3) プロポーザルに関して不正あるいは公正さを欠く行為があった場合
- (4) 本実施要領に定める手続き以外の方法により、審査委員会の委員等関係者に対して直接又は間接的に働きかけをした場合
- (5) 企画提案書副本、プレゼンテーション及び質疑応答の際に、参加事業者が特定できる社名、社名を類推できるようなロゴ等の記載された名札、社員証等の着用や発言をした場合

## 18 結果の公表事項及び方法

プロポーザルの実施にあたり、下記のとおり情報公開基準を設けることとする。

当該請求に係る事務手数料等は、津市情報公開条例（平成18年条例第22号）に基づき行うこととする。

なお、下記の項目以外の事例については、別途判断する。

対象	契約締結前	契約締結後
選定条件		○
プロポーザル方式採用理由		○
提案書類	提案者名	×
	企画提案書	×
	提案見積書	×
	その他提出書類	×
採点表（合計点）	○（注3）	○
採点表（各評価項目点）		×
委員名簿		○（注4）
選定結果		○

○：開示、△：一部開示、×：不開示

(注1) 企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。

(注2) 「一部開示」とは提案見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することをいう。

(注3) 契約締結前であっても、候補者決定後は、採点表（合計点）を開示することができる。

(注4) 委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報は不開示とする。

(留意事項)

採点表（各評価項目点）については、契約締結前であっても、候補者決定後は、提案者本人からの当該本人に係る情報の請求の場合は開示することができる。

## 19 プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各書類の提出先

(1) 事務局

津市危機管理部防災室

(2) 各書類の提出先

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

津市危機管理部防災室 災害対策担当

電話 059-229-3104

E-mail 229-3104@city.tsu.lg.jp